

コイヘルペスウイルス病に注意！

令和5年12月28日更新

県民の皆様へのお願い

県内で、コイヘルペスウイルス病の発生が相次いで確認されております。

コイ（マゴイ及びニシキゴイ）を新たに飼育される場合は、飼育履歴が明らかなものを導入し、コイヘルペスウイルス病の発生を未然に防ぎましょう。

水温が変化する春や秋は、コイヘルペスウイルス病が発生する可能性が高くなります。コイヘルペスウイルス病に関して不安を感じている方は、コイの購入元にご確認いただくか、下記連絡先へご相談ください。



コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため、県民の皆様には、以下の点についてご協力をお願いします。

- 釣ったコイをその場所以外に放流しないでください。
- 飼育しているコイを、川や別の池などに放流しないでください。
- 死んだコイや調理した後のコイの残さいは、川や池などに捨てないで、一般廃棄物として処理してください。
- 川や池などでコイの大量死や異常を見かけた場合には、下記に連絡してください。

【連絡先】

(月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分)

山形県村山総合支庁農業振興課

電話023 (621) 8386

山形県最上総合支庁農業振興課

電話0233 (29) 1320

山形県置賜総合支庁農業振興課

電話0238 (26) 6050

山形県庄内総合支庁水産振興課

電話0234 (24) 6045

農林水産部水産振興課

電話023 (630) 3071

(夜間、土・日曜日、祝祭日の場合)

山形県内水面水産研究所

電話0238 (38) 3214

コイヘルペスウイルス病とは

- コイ（マゴイ及びニシキゴイ）に特有の疾病であり、コイ以外の魚や人に感染することはありません。
- 仮に感染したコイを食べても、人体には全く影響はありません。
- さらに詳しい情報は農林水産省のホームページの[コイヘルペスウイルス病に関する情報](#)まで。

コイの放流等に関する規制について

- 令和5年3月28日、山形県内水面漁場管理委員会は漁業法に基づき次の指示を出しました。

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- 上記の知事が定めた持ち出し禁止の水域の詳細は次のとおりです（令和5年3月28日現在）。

- 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び小支流
 - 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び小支流
 - 東置賜郡川西町小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び小支流

